

建設経済常任委員会

令和2年6月5日（金曜日）午前11時28分開会

出席委員（8名）

委員長 星 宏子
委員 小島 耕一
委員 相馬 剛
委員 玉野 宏

副委員長 山形 紀弘
委員 森本 彰伸
委員 鈴木 伸彦
委員 吉成 伸一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 6月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時28分

◎開会の宣告

○星委員長 それでは、皆さん、時間になりましたので、建設経済常任委員会のほうを始めさせていただきますと思います。



◎協議事項

○星委員長 それでは、引き続きまして、協議事項に移らせていただきます。

(1)6月定例会における委員会の運営について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局。

○鎌田書記 (6月定例会における委員会の運営について説明。)

○星委員長 説明が終わりました。
委員の皆さんから何か質問ございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 あんまりここで質問するところではないんですけども、発言方法でマイクがあって、要するに着座なんだけれども、マイクの位置関係だと立ちやいそうなんですけれども、立ってもいいか。

マイクを下げればいいのか。ちょっと気になっただけです。多分、試した人いるんでしょうから。

○星委員長 ここと同じ考えで、やり方としてはただマイクがあるかないかだけの話ですので、このままこちらに向けていただければ、高性能マイクなので、多分そのままでも声は入るかなと思うんですね。

○鈴木委員 何か、ちょっとマイクの位置が気になっただけです。

○星委員長 ちょっとやり方が慣れないんで、そこ

は最初ちょっと戸惑いもあるかなとは思いますが、ちょっとご自分のほうに曲げていただければ、発言は大丈夫だと思いますので。

○鈴木委員 言わないほうがよかった。

○星委員長 結構性能いいですよ、あのマイク。入りますよね。

[「あまり近づかないほうがいい」と言う人あり]

○星委員長 あまり近づいちゃうと、この辺で離し過ぎちゃうと大丈夫かな。

○鈴木委員 もういい、了解。

○星委員長 そのほかございますか。
[発言する人なし]

○星委員長 それじゃ、(2)番のその他に移りたいと思います。

(2)番のその他に、何かございますか。
[発言する人なし]



◎その他

○星委員長 ないようですので、3番の大きいその他に移ります。

何かございますか。ないですか。
[「ありません」と言う人あり]



◎閉会の宣告

○星委員長 それでは、以上をもちまして、建設経済常任委員会のほうを終了させていただきます。

今回、新しいやり方というか、今までにないやり方になるので、戸惑いあるかと思いますが、ぜひ皆さんの、今日の補正予算の執行部の説明と、あと全協での説明とかありましたが、一応おさら

いをしながら、当日、審議のほうに臨んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、常任委員会のほうを閉じさせていただきます。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時38分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和2年6月10日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

市民生活部長	鹿 野 伸 二	環境課長	室 井 勉
環境衛生係長	押 久 保 順 子	気候変動対策局 局長	黄 木 伸 一
気候変動 対策局主幹	相 樂 尚 志	産業観光部長	富 山 芳 男
農務畜産課長	渡 辺 直 次 郎	農業振興係長	青 木 洋 人
商工観光課長 （ D M O 担 当 ）	高 久 修	企業立地係 長	植 木 智
建設部長	大 木 基	都市整備課長	増 子 芳 典
空き家対策 係長	遅 沢 友 則	道路課長	鈴 木 隆 行
道路課長 補佐兼 建設係長	高 野 茂	用地係長	浦 田 謙 一
建築指導課長	三 輪 敦	審査係長	鈴 木 美 津 治

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔市民生活部〕

- ・市民生活部長挨拶

〔環境課〕

■予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第57号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

〔気候変動対策局〕

- ・気候変動対策局長挨拶

■予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

■予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔商工観光課〕

- ・議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について

■予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第58号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市整備課〕

- ・議案第66号 訴えの提起について

〔道路課〕

■予算常任委員会 第三分科会

- ・議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔建築指導課〕

- ・議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

3. その他

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）を開会いたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりいたします。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件2件、訴えの提起案件1件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件3件であります。

予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切替えて審査を行います。

審査において討議すべき点がございましたら、申し出てください。執行部退席の下、暫時休憩中に委員間討議を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げます、挨拶いたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。

—————◇—————

◎環境課の審査

○星委員長 これより、市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○鹿野市民生活部長 （挨拶。）

○星委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。環境課の皆さん、お疲れさまです。

環境課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切替えて審査を行います。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 （議案第56号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 特別会計に繰り出すということなんですが、先ほどの説明ですと、特別会計では予算が不足するという御説明であったと思うんですが、墓地事業特別会計に予備費として30万があったと思います。それで、先ほどの説明だと100万ということなんで、不足するんだろうと思いますが、これ、工事費100%一般会計から繰り出すということについて、予備費を充当してということは考えなかったのかどうなのかお伺いいたします。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 御指摘のように、予備費30万ございますけれども、取りあえずは工事費ということで100万円を一般会計から繰り出して工事をさせていただいたというふうに考えているというものでございます。

○星委員長 そのほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第57号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 （議案第57号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 ここには水道メーターはついてい

か。まず、取りあえず確認したいんですけども。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 水道メーターはついてございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 要は、いつこの漏水があったのかというところに気づいたのかということをお伺いしたいと思いますが。

○星委員長 室井課長。

○室井環境課長 昨年末に漏水があると、場所が特定できなかったんですけども、通常より水道の使用量が多かったということで、漏水の疑いということで、一度、この辺りかなというところで水道の立水栓の近くをちょっと掘削してみたんですけども、そこでは漏水が発生していないと。その後、上下水道部のほうにちょっと協力をお願いしまして、音で漏水をしているかどうかという検査もしたんですけども、それでもちょっと深さが1.6mあるということで、漏水場所が特定できないということでございましたので、全て舗装を掘り返して工事をするという工費が割高になってしまうということでございますので、今回、舗装のない墓地の西側のほうに新たに給水管を布設したほうが得策だろうということで判断したというものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 目視ではなくてメーターによる水量が増加したということで、溢水だろうという判断だと思うんですね。違っていたらそういうふうにご答えてほしいんですけども、通常より何㎡漏水が起きているのかという数量的なところでお答えいただけますか。

○星委員長 室井課長。

○室井環境課長 数量についてはここでは具体的にはちょっとお答えできないというか、よく覚えていないんですけども、すみません。通常より2

倍程度使用量があったということで、漏水を疑ったというものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最終的に金額的にはどれほど今までに漏水で、金額で言ったら幾らぐらいなのかというのはデータとしてお持ちでしょうか。

○星委員長 室井課長。

○室井環境課長 通常ですと、3,000円から4,000円ぐらいの水道の使用料でしたけれども、8,000円以上かかっていたというものがございました。

○星委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 了解しました。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第57号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

環境課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 （市有墓地の管理について）

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 （市民一斉清掃の中止について）

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 （ゆーバスの運行について）（那須塩原クリーンセンターへのごみの搬入について）

○星委員長 森本委員。

○森本委員 （市民一斉美化運動の中止について）

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 （市民一斉美化運動の中止について）

○星委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 市民生活部全体では何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で環境課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

……（録音漏れ）……

◇

◎気候変動対策局の審査

○星委員長 これより気候変動対策局の審査に入ります。気候変動対策局の皆さん、お疲れさまです。初めに、局長から御挨拶をお願いいたします。黄木局長。

○黄木気候変動対策局長 (挨拶。)

◇

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ただいまから気候変動対策局の審査に入ります。

気候変動対策局の皆さん、お疲れさまです。

気候変動対策局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切替えて審査を行います。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

黄木局長。

○黄木気候変動対策局長 (議案第56号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、1項5目環境保全費の中の5001事業で、当初予算でもこの需用費、ポスター代、チラシ代等ですね、約50万程度予算が組まれていると思いますが、今回、15万のさらに印刷製本費ということなんでしょうが、内容は違うもの

というふうな理解でいいんでしょうか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 そうですね、当初にあったものは、当初から予定していたその事業、それに係るもので、これはコロナ対策で1回お返しいたしました。今回新たに要求するのは、この事業において市が実行する部分についての予算要求となります。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それでは、新規事業のほうをお聞きします。気候変動情報収集ということなんですけれども、気候変動での情報収集というのはこういった項目の情報を収集するのかを教えていただけますか。

○星委員長 主幹。

○相楽気候変動対策局主幹 主に、農業、それから観光業、それから防災、教育、そういったところを中心に情報収集しようというふうに考えているところなんですけれども、例えば農業におきましては、実体験に基づいてどんな気候変動が、影響が起きているか、そういったその辺のまた課題、それから既実践しているような取組、そういったことを聞き取りをしたいというふうに考えております。

観光業も似たような話でして、あと防災ですね。防災なんかですと、防災拠点の整備状況であったりとか、森林を含めた管理、それが干ばつとか土砂災害、洪水、そういったところの防止にも関係してくるかなというところの聞き取りなんかもしていきたいというふうに考えております。

教育分野ですと熱中症の関係とか、そういったところを調査していくというところで想定をしております。

○星委員長 そのほか。

小島委員。

○小島委員 この気候変動対策センターについては、県でも気候変動対策センターを設置するというようなことが決まっているという中で、県と市とどんな中身で連携し、そして、どんな形で役割分担をしてこの情報収集とか分析を進めていくのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 そうですね、県も4月にセンターを設置しまして、同じ自治体の我々からすれば栃木県、その下にあると言っちゃおかしい、位置なんで、もちろん連携するのは当然です。ただ、県の事業は県のことなんでちょっと我々から何も言うことはできませんけれども、県と比較して我々が何をするかというと、我々のほうがより市民に近いところにいますよね。そうすると、さっき実態調査をすると申し上げたとおり、より市民に近いレベルでの適応策を検討するのが我々の役目です。そうするとおのずと、県がやることはそれよりもう少し県全体を包含したものを県のほうが役割として担ってくれると考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、このやはり新規の予算ということで、気候変動情報収集・分析、そこまでは分かります。で、等とついているのは、この等というのはどういうことを表現しているんでしょうか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 これはこの事業の趣旨として情報を分析するだけでは駄目ですよということです。その結果をまず科学的知見に基づいて研究・分析して、それを市民なら市民へフィードバック、適応策なら適応策に反映させるということを考えています。そうすると、今ここでいう等となりますと、ここにありますポスター、チラシ等

で市民へ周知するようなことを想定しております。また、あとワークショップなんかでも市民への理解を深めるようなことを考えてございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、ここで言うところの等というのは、市民への情報提供というのが主たる目的だという理解でいいんですか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 そうですね、その部分が一番大きいと考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 3月に、那須塩原市の気候変動適応計画が策定をされました。その中で、先ほど説明があったその特に影響の大きなものということで、農業分野、観光分野、そして、学校であればその熱中症、それがこの計画の中にも書かれているわけですね。そうすると今回の、もちろん環境省のほうの事業ではあるんでしょうけれども、この計画に合わせて今回の情報収集・分析を行うという理解でいいわけですか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 そのとおりでございます。計画に沿って行いたいと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 幾つか質疑が出ていたんですけども、私からもちょっとお伺いしたいんですが、この予算というのは国が出しているわけですから、国の趣旨に基づいての市民生活の情報収集かなと思うんですけども、ちょっと確認したいのは、気候変動という言葉からすると、これ目的とかがここに具体的に書いていないんで、気温が要するに那須塩原市は何度ずつ上がっていますよとかいうことなのか、それとも、市民の生活の中で、気温が上がっていることで日常の生活、または生産に関してどういう事態が起きているかということの調

査なのか、この調査のそこをまずお伺いしたいんですけれども

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 今回の御指摘のあった前段、気温とか降水量の変化、これも適応計画にしっかり明記されております。それによって起こる影響、これを我々市民に一番近いところ、農業とか観光、そういう我々に一番身近な分野ですね、そこでのそういうものに対する影響がどのように出ているかを調べるのがこの調査でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここまでの予算というのは調査分析なんですけれども、その目的という意味でこの調査をした結果、これは市民の生活に対して生産活動、経済活動も通じて、市内のそういったことについて何か提案をするのか、こうあるべきだということとをどういう形でフィードバックしていこうとしているのかお答えいただけますか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 その反映の仕方のレベルは結果によると思います。ただ目標としているのは、今おっしゃったように、例えば今持っている計画をさらに具体化するであるとか、先ほど質問ありましたように、市民に広く周知啓発するとか、あとは、これはもちろん国のほうにも情報提供しますんで、その国のほうを通じて全国に発信するとか、いろんな使い方があると思います。それは先ほども言ったように、調査結果がどのようになるかによって持っていくところが異なってくるのは分かりますよね。そういう感じになると思います。ですから、今ちょっと広く反映するというふうに御理解いただければと思います。

○鈴木委員 了解しました。

○星委員長 そのほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

気候変動対策局の所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆さんからは何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （気候変動対策局の業務について）

○星委員長 会議の途中ですが、ここで15分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし

ます。

◇

◎農務畜産課の審査

○星委員長 これより、産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいたします。

富山部長。

○富山産業観光部長 (挨拶。)

◇

◎議案第56号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ただいまから、農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。

農務畜産課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会第三分科会に切替えて審査を行います。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長 (議案第56号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、質疑をさせていただきます。

これは国の農山漁村振興基金、出どころはどういう資金なのか、国のメニューなのかをまず1つお答えいただけますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちら、歳入の項にもございますが、農林水産省のほうの国庫補助金になりまして、農山漁村振興交付金というところのメニューがあって、その中の今回農作物の関係で農山漁村活性化整備という部分の補助メニューになります。補助率が2分の1になっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 活性化でその所得なり収入が上がるためにも使っているということだと思えますけれども、そうするとこのソーラーパネル、普通に考えたときに、総事業費は分かったんですけども、そこから普通だと売電収入というのがあるんですけども、この事業目的、自己消費で行くのか、売電で収入を得られるのか。これで事業費投資して、例えば10年で返せるのか、十二、三年かかるのか、その辺の計算というのは、事業計画というのはどのようになっているかお答えいただけますでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 まず、この補助金につきまして、今回電気ですね、発電しまして、こちら補助メニュー等の中で売電はできないとなっていて、あくまでも自家消費でございます。電気料等につきまして試算をしたところだと、今、こちらの直売所ですね、年間で1,000万弱がかかっていまして、今回パネルを使って自家消費することによりまして、1年で電気が約100万円が減額になります。今回、先ほど申した事業費、トータルで1,600万弱なんですけど、そのうち、補助金725万7,000円、産直会の持ち出しが差引き870万ぐらいになります。そうすると、先ほど1年間で100万ぐらい減額になると申したので、8年から9年ぐらいで今回の持ち出し分がペイできるかなという試算になっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 なるほど。これの今回の事業主さんのほうとしては8年から9年で、そこから後は電気代100万ずつ毎年利益が出てくるという考えであると。あとは国の補助金、これ国民の税金ですから、入っているんで、1,600万になるんで、16年はやはり元を取るには実際はかかっているということが理解できました。ありがとうございます。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 この計画は、そすいのセンターが設置を計画しましたが、それと一体的に計画されたものなのか、今回新たにこの事業がやられたのか、どちらかお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 じゃ、この点につきましては係長のほうから説明いたします。

○星委員長 係長。

○青木農業振興係長 すみません、今の質問ですけれども、もともとこちらのそすいの郷をまず建設するときに計画を立てまして、今回その計画を変更しまして、新たに太陽光パネルをつけるという形で行っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今、計画を変更したというけれども、どんな計画であったものをどういうふうに変更したのかちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○星委員長 係長。

○青木農業振興係長 まず、当初の計画ですけれども、まず建物を建設するというところで、まずは売上げを上げるというところと、あと地域住民と都市住民と、その辺の交流を増やして行って、地域の拠点とするというところで計画がございま

た。今度その計画を変更したわけですが、その目的はそのまま維持しまして、そのほかに今回電気代とか、まず二酸化炭素ですか、産出を減らすという環境面をまず考慮したというところが1点と、あともう一つは、経費面ですね、経費面を削減することによりより安定した運営ができるというところを、そこでさらに地域の発展に資するというところを目標として行っておるところでございます。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

そのほかとして、委員の皆さんからは何かござ

いますか。

[発言する人なし]

○星委員長 執行部からは何かございますか。

課長。

○渡辺農務畜産課長 すみません、まず1点目ですね、先ほど、説明の中で数字をちょっと間違っているか、ございましたので、報告申し上げます。

電気代が1年間1,000万と私申し上げたんですけども、これは1年間ペイできるのは100万円、10年で1,000万という意味で分けたんで、ちょっとそこは訂正させてください。申し訳ございません。

(コロナ対策について)

星委員長 以上で農務畜産課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎商工観光課の審査

○星委員長 これより、商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第63号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○高久商工観光課長(DMO担当) (議案第63号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 貸館の区分を変えるということなんですけれども、キッズエリアを分けるということになってはいますが、たしかキッズエリアの遊具がちょっと使えないなんていう話をちょっと聞いていたんですけれども、キッズエリアは今使える状況なんですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長(DMO担当) 今、コロナの関係でかなり制限をして、使用のお部屋というのは決めているところなんです、すみません、今の用具は、今までということによろしいのでしょうか。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 はい、遊具が消防法か何かで使えなくなっているという話をちょっと聞いていたんですけれども、その遊具を使った状態でのそのキッズエリアの利用というものはできる状況にあるのかということをお聞きしているんですけれども。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長(DMO担当) 改めて施設の担当のほうからそういった御報告はちょっと受けていないので、ある程度の使用を認めてこう利用して、一緒に使っているものだという形で認識し

ております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、キッズエリアはキッズエリアとして分けて使えているという認識でよろしいということですね。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） そのとおりでございます。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 これまで、そうすると、ステージとキッズエリアが一緒だったところをステージとキッズエリアを分けて貸してほしいと、そういう要望があったということなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） 運営期間の中でいろいろ状況等、プレオープンの中で施設の者が見た限り、それぞれ分けていて、利用者の利用希望が多かったというような形でお聞きして、現在の改正に至っております。

○星委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 最後の部分ですね、展示壁の継続使用を1か月以内としたのを撤廃したということですが、そうしますと、期限はもう設けないと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） 例規上削除したという形になりまして、これまで1か月以内というところなんですけれども、市の内規というか、ルールの中で、より多くの方に使っていただきたいということで15日以内ということで、要は、半分の期間で貸出しするような期間を設けて運営したいというように考えているところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この条例改正ですけれども、その大きく金額が変わったところは、屋内広場が7,000円が4,000円になっている、これは市民からやはり要望があったということよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） プレオープンをしていいた中で、実際、これまでの施設の利用というのは、食べるスペースのエリアも含めて全て1階のフロア、通路も含めて200㎡という規定をしていたところなんです、実際運営をしてお客様の流れ等を見ていく中で、要は、食事をして、そのスペースが当然食事をするスペースでございますし、通路部分は人の行き交う通路、実際使える面積が100㎡という形になったというような実情でございます。その100㎡について、10㎡500円という単価、切上げ、切下げ等のルールに基づいて計算して、4,000円になった。実際使えるスペースの実態に合わせた料金区分を今回設定させていただいたというところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の説明だと、利用者のほうから要望があったのではなくて、運営側が自主的に現状を踏まえて使用しているところの面積が小さいと。それに合わせて単価を掛けた金額だということで理解してよろしいですね。私はこの理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） 事務方のそういった実態に合わせた設定というのもありまして、当然お客様のほうからも、使えないスペースどうなのかという御意見が多々あったものだとも思っております。双方を踏まえてこの改正に至ったというところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最初の質疑からすると、双方だと、そ

ういうことでこの金額を変えたということで理解しました。

あとは、変えたことによって、この変えたことの目的ですけれども、やはり多くの人に使ってもらえることが大事だろうと思うんですね。安くすれば来場者が増えるとか、これ来場者の費用じゃなくて、あくまで事業者側、出店されている側の費用、今の話は出店ですね、出店されている方の運営費用の一部が楽になるということなんですけれども、ここは出店者が、ほかは市民が一般的に利用する。ちょっと聞いていて違う意味だなと思ったところなんですけれども、あくまで金額を安くしたことに关しては、市民がとにかく使いやすくなるような方向になればいいなと思います。

これは質疑になっていませんけれども、以上、了解しました。ありがとうございました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第63号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切替えて審査を行います。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高久商工観光課長（DMO担当）（議案第56号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 マイナンバーカードに関わる人員の増員ということなんだろうと思いますが、先ほど歳入の説明がありませんが、これについて歳入は、国からのほうの歳入等はないのでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） こちら企画政策課と一緒に調整をしながら検討を進めてきたところでございます。こちらの分の支払い、要は負担される歳入の部分については、交付金で全て全額賄われるというような形で企画政策課と調整して、今回の補正予算を出させていただいたところでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続いて、議案第58号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○高久商工観光課長（DMO担当）（議案第58号について説明。）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、トータルで2,070万円です

けれども、舗装工事、それと拡幅、電気設備と項目があるんですけども、それぞれの内訳額をお願いします。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） 先ほどの御質問でございますが、まず舗装工事費、こちらが1,874万7,000円、県道拡幅工事172万3,000円、電気設備工事23万円の合計2,070万円という形になっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

舗装工事の金額がかなり大きいんですけども、路盤改良するということなんですけれども、どれぐらいの面積、どれぐらいの延長なのか、その辺のあたり、詳細をお願いします。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長（DMO担当） それでは、詳細については、植木係長のほうからの御説明とさせていただきます。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 御質問について回答させていただきます。

舗装工事につきましては、当初、側溝下の部分ですね、その部分について置き換え工がなくても、通行上問題ないというふうにしていたんですけども、車両がセミトレーラー、大型車両が通る。路肩の部分にタイヤが乗らないということが想定できる、まず限りなく低いということが分かりまして、扇状に力が下に伝わるものですから、車道部分、側溝の下の置き換えも追加したものでございます。

面積にしましては533平米で、その置き換えの深さにつきましても、90cm置き換えを行うものですから、そこで置き換え工事の費用、あとは土砂の運搬、あと掘削に係る費用が増加したものでござ

ざいます。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第58号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆さんからは何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 （那須高林産業団地の状況について）

○星委員長 そのほか。

山形副委員長。

○山形副委員長 （タクシー会社への支援について）
（テイクアウトチケットの状況について）

○星委員長 ここで議事進行を副委員長と交代いた

します。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 （収入が減少した事業者に対する市独自の支援について）

○山形副委員長 ここで議事進行を星委員長に交代します。

○星委員長 そのほか皆さんから何かございますか。
〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。
課長。

○高久商工観光課長（DMO担当）（コロナ対策について）

○星委員長 産業観光部全体で何かございますか。
小島委員。

○小島委員 （情報提供の方法について）

○星委員長 以上で商工観光課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時04分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。
初めに、建設部長から御挨拶をお願いします。
部長。

○大木建設部長 （挨拶。）

◇

◎都市整備課の審査

○星委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。

都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第66号 訴えの提起についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○増子都市整備課長 (議案第66号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 幾つか順番にお伺いしたいんですけど、まず、代執行終わっていると思うんですよ。これの費用は、まず額は幾らでしょうか。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらの解体費用につきましては、昨年度実施したものですけれども、消費税込みで1,070万3,000円となりました。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、これ、ここの土地と建物を購入するということですが、ここの資産価値というのは、幾らかは検討されているんですか。額があればお願いします。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、まず建物

については解体しましたので、まず更地でございます、現状は。そこで、土地のほうですけれども、現状では、評価額、近傍における評価額というところのみの数値は把握しております。

しかしながら、この後、購買、訴訟の準備というふうな形に持っていく際には、不動産鑑定を用いまして、より実勢に近い価格を把握した上で、その金額をベースに購買額を考えていきたいというような手順で考えております。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 確かにまだ不動産鑑定士の評価が出ていないということだったと思うんですけども、面積ないし近隣の土地の価格の単価、それで大体幾らぐらいかというのは分かると思うんですけども、それは幾らだと思っておりますか。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 今の御質問については、あくまで公表されている近傍の基準値という価格になりますけれども、こちらは一番近いところで平米当たり1万9,400円という数値は把握しております。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 面積を聞いているんですよ。だから、要は面積と単価を掛けて幾らですと答えていただけたほうが親切なんですけど。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、今申しました1万9,400円、面積が957.81平米。結果として、すみません、これ自体の計算はちょっとしていなかったんですけども、1,858万1,514円になります。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと話進めますけれども、ここに所有権移転の仮登記があるということなんですけれども、裁判にすることなんですけれども、移転登記の権利者は、こちらの売買をすることによって応じないということであるならば、何か応じない理由というのは聞いておられますか。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、相手方には何度か郵送を用いた形、もしくは調べられる範囲で電話番号等も調べたんですけども、現状は直接アポイントは取れておりません。

しかしながら、郵送も何度かしたという中で、相手方の応答がないというところは、基本的にはこれ以上のちょっと手立てはできないという判断の中で訴えをするというような経緯に至った次第でございます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 郵送でのやり取りで返事がないということなんですけれども、相手が特定されていて、その人が、人なのか法人なのか分かりませんが、法人ならば存在するとか、直接行って話をすることはしないで、手続だけをもって末梢するということの方針ということよろしいですか。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、何度か郵送で対応したということは、先ほど述べたとおりでございますが、相手方が存命しているのは、これは確認できております。

そういう中で、全く郵送でも送りましたが、返事がない。電話番号等もちょっと調べがつかないというところで、これ以上の手立てがないというようなところで、こういった経緯に至ったというところでございます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 所有権移転仮登記を裁判によって外せれば、代執行によって回収できる。その場合は、不動産鑑定士の話もあるんですけども、おおむね代執行費用は回収できるという見込みでやられているはずなんですけれども、と思っておりますけれども、そのような考えで、確認ですね、よろしいですかね。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 そのとおりで、我々も動いております。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第66号 訴えの提起については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市整備課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆さんから何かございます

か。

相馬委員。

○相馬委員 (訴えの提起に係る予算措置について)

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 執行部から何かございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、以上で都市整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時18分

再開 午後 零時20分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎道路課の審査

○星委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。

道路課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第56号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切替えて審査を行います。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木道路課長 (議案第56号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 国の交付金がかかりカットされたということですが、この国の交付金の決定等、実際に市で舗装とか計画している道路、それをつなぎ合わせて、今回、この補正予算になっているのかと思いますけれども、このところの国の交付金というのは、こんなに毎回下がってくるものなのか、そこを確認したいと思うんですが、

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 国の交付関係なんです、交付率については、1個1個説明させていただきます、まず社会資本整備総合交付金、こちらについては、令和元年度は38.8%、これは要望額に対してついた額ですね、これが38.8。今年度については42.1%ということで、若干これは上がっております。

あとは防災安全交付金につきましては、55.9%が前年度、今年度は46.4%、これは下がっております。

次に、地方創生道整備推進交付金につきましては、昨年度は61%、今年度は92.5%ということで、こちらは100%近く上がっております。これは地方創生道整備交付金については、内閣府のほうで配分されるので、そのときに要望している都道府県が少なければ、1か所に多く配分されるということをお聞きしております。

次に、国庫補助事業、道路メンテナンス事業といたしまして、橋梁等の点検とか修繕関係のほうは、安全に関わるということで、100%内示をいただいているところです。

以上となります。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 若干補足させていただきたいんですが、国土交通省のほうで全国的な配分率、要望額に対しての配分率を公表しておりますので、それをちょっと私のほうから説明させていただきます。

データとしてあるのは、まず平成25年度、平成25年度については、社会資本整備総合交付金については、要望額に対して、これは全国なんですけれども、73%と、防災安全交付金につきましては83%。防災安全交付金については、先ほどのメンテナンスも含めた部分での全てですね。

令和元年、令和2年はまだデータは出ていないんですが、令和元年につきましては、防災安全交付金が68%、社会資本整備交付金が68%、同じくですね、ということで、どうしても要望額、各全国の自治体、要望しているにもかかわらず、国のパイという関係がある中で、満額来ていないと、こういう状況でございます。

○星委員長 ほかに。

小島委員。

○小島委員 一応分かりました。そうすると、毎回、3割とか4割は要望から外れるものが出てくるということなんですけれども、その次、今度は具体的に、市から国の交付金等、毎年の道路の実施計画は、交付金で計画とどのような関係で着工するから、予算に上げる、カットするところは、どういう形で決めているのかお伺いしたいと思うんですけれども。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 毎年の減額に伴う道路の箇所づけをどうやっているかということだと思いますけれども、今回は、県のほうに、橋梁であれば委託工事をしているとか、そういったお願いしているような部分でどうしてもやらなくちゃならないとこ

ろとか、あと完了年度、事業の完了年度というのは決まっています、そういった部分を優先してやっております。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、今年カットしたわけですが、これについては間違いなく来年度実行するというようなことで見て、ここに上がっている、カットされたわけですが、来年度間違いなくやるというふうに見てよろしいかどうか伺いたいと思うんですけれども。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 カットされて来年度送りになった事業につきましては、当然用地買収とかもしておりますし、来年の予算のつきもまたあるんですが、実行すると考えていただいて結構だと思います。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 5ページの地方創生道整備推進交付金事業3001事業ですが、工事請負費、穴沢油井線4,271万4,000円の件ですね。これについては、以前、道路計画書みたいなものが、10年計画みたいなものがあつたりしていたと思うんですけれども、ちょっとそれ手元にないんですが、そういう趣旨にのっとって、これは補正なんですけれども、発生してきて予算がついたのか。ここにこういう舗装工事がこれだけの金額がついた経緯などをちょっと御説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 地方創生道整備推進交付金の穴沢油井線ですが、こちらは当然、第2次道路整備基本計画に基づいて上げている路線でございます。

以上です。

○星委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 討議すべき点はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第56号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆さんから何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 執行部からは何かございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、以上で道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時31分

再開 午後 零時32分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建築指導課の審査

○星委員長 ただいまから建築指導課の審査に入ります。

建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○三輪建築指導課長 (議案第61号について説明。)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 全て改正内容については、上位である法律の改正によって条例の改正が必要になったと、そういう理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 委員おっしゃるとおり、全て法律の改正に伴う手数料の改定となります。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 参考として私伺いたいんですけども、

県内9市は同額だということなんですけれども、そうすると、よその県だと金額が違っているところはありますか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 栃木県以外の各県、特定行政庁の金額については確認しておりません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと聞きたかったんですけども、そこが出てこないと、また話のもっていき方が違うんですけども、この算定については、自主的に決めることができるのかどうかなんですけれども、もし自主的に決められるとするなら、これを審査する上に係る時間とか、労務費用とかいろいろ換算して、これは適正かどうかということになると思うんですけども、まず1つは、自主的に那須塩原市だけ安くするとか、高くすることができるのか。そして、この金額については検討したのか、妥当なのかどうか。そこはお伺いできますか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 こちらの手数料につきましては、地方自治法第227条及び第228条の規定で、条例で定める手数料ということになりますので、各自治体が各自治体の判断で決められる形になります。

ただ、栃木県内において、各特定行政庁で金額が違うとなると、当然建主、また業者にとっては、余計煩雑となってしまうことから、その辺の理由から、県内統一という考え方を取らせていただいております。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、あと、これは県と9市ということなんですけれども、民間の審査機関もあると思うんですけども、そこは、この統一の中に含まれている

のか、別なのかはどうなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 今回の改正につきましては、特定行政庁のみの審査手数料になりますので、民間には関係していないということでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、同じ県内で審査ができる状況にあると思うんですけども、確認申請とかですね。そうすると、民間の費用というのは一応気になると思うんですけども、調査はしてありますか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 詳細につきましては、担当の係長から説明させていただきます。

○星委員長 係長。

○鈴木審査係長 鈴木と申します。よろしく申し上げます。

今の御質問についてなんですが、今回の改正につきましては、建築物省エネ法、それと低酸素建築物法に対するものです。その2つの法律につきましては、行政庁だけが処分しているものなので、指定確認検査機関、民間機関のほうの手数料につきましては影響しないということです。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第61号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建築指導課所管の審査事項は以上となります。

その他として委員の皆さんからは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 建設部ということですよねですか。

○星委員長 建設部のは、またこの後です。

○吉成委員 はい。

○星委員長 建設部全体で何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 (熊川浸水リスク想定図について)

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、以上で建築指導課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退室のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時48分

再開 午後 零時49分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、次第3、その他を終了いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○星委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださいますようよろしくお願いいたします。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時50分